

平成 22 年 5 月 27 日

各 位

本社所在地 東京都中野区中央二丁目 9 番 1 号
 会社名 健康ホールディングス株式会社
 代表者 代表取締役社長 瀬戸 健
 コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス
 問合せ先 取締役管理本部長 香西 哲雄
 電話番号 03-5337-1337
 URL <http://www.kenkou-hd.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 22 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 持株会社として、当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、グループ各社の事業展開に対応するため、目的の一部を変更するものであります。
- (2) 附則については、附則第 2 条に定める附則の削除の効力発生日を経過したため、削除するものであります。
- (3) 上記のほか、一部表現の変更、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> <u>1. 国内外の会社への出資または株式の取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配並びに経営管理</u> <u>2. 財務書類の調査及び会計事務の代行</u> <u>3. 一般事務処理、計算の受託、諸情報処理のコンサルティング</u> <u>4. 有価証券の売買、保有及び運用</u> <u>5. 不動産の売買、賃貸及び仲介</u> <u>6. 労働者派遣及び紹介事業</u> <u>7. コールセンターの運営</u> <u>8. コールセンターに関するコンサルティング業務</u> <u>9. コンピュータ、コンピュータ関連機器およびソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、輸出入、レンタル並びに技能教育に関する業務</u> <u>10. ベンチャー企業に関する情報収集及びこれに対する投資、支援</u>	(目的) 第 2 条 当社は、 <u>次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社への出資又は当該会社の株式を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> <u>(1) コールセンターの運営</u> <u>(2) コンピュータ、コンピュータ関連機器及びソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、輸出入並びに技能教育に関する業務</u> <u>(3) 健康食品の製造販売業及び輸出入業</u> <u>(4) 化粧品等の製造販売業及び輸出入業</u> <u>(5) 食料品の製造販売業及び輸出入業</u> <u>(6) ビタミン類等の栄養補助食品の製造販売業及び輸出入業</u> <u>(7) 茶類、清涼飲料水等の製造販売業及び輸出入業</u> <u>(8) 農産加工品、水産加工品の製造販売業及び輸出入業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>1 1. ベンチャー企業に投資するファンドの運用、管理及び投資の助言</u></p> <p><u>1 2. ベンチャー企業、株式未公開企業の経営に関するコンサルティングおよび資金調達の支援</u></p> <p><u>1 3. 投資顧問業務</u></p> <p><u>1 4. 投資事業組合財産の運用及び管理</u></p> <p><u>1 5. 会社の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋</u></p> <p><u>1 6. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託</u></p> <p><u>1 7. 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与</u></p> <p><u>1 8. 人材育成のための教育事業</u></p> <p><u>1 9. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の無体財産権の取得、管理及び使用許諾</u></p> <p><u>2 0. 労務コンサルタント業務</u></p> <p><u>2 1. 総合リース業</u></p> <p><u>2 2. 貸金業</u></p> <p><u>2 3. 前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p><u>(9) 惣菜の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(10) 健康機械器具、医療器具及び医療用具の製造販売業並びに輸出入業</u></p> <p><u>(11) 健康機器及び医療機器の製造販売業並びに輸出入業</u></p> <p><u>(12) 美容機器及び美容器具の製造販売業並びに輸出入業</u></p> <p><u>(13) 医薬品、医薬部外品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(14) 痩身美容機器等の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(15) 頭髮美容、頭髮化粧品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(16) 全身美容メイク、全身化粧品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(17) 美容用雑貨の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(18) 上記(10)から(12)まで、(14)及び(17)記載の物品の修繕業務</u></p> <p><u>(19) 貴金属製品、室内装飾品、バッグ、靴等のファッション用品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(20) 落花生、小麦調製品、砂糖調整品等の食品原材料の販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(21) 包装資材及び梱包資材の製造販売業並びに輸出入業</u></p> <p><u>(22) 健康に関する文化教室等の運営及び通信教育</u></p> <p><u>(23) スポーツ娯楽用品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(24) 書籍類の販売業及び輸出入業</u></p> <p><u>(25) 訪問販売業・通信販売業</u></p> <p><u>(26) レンタル業及び総合リース業</u></p> <p><u>(27) 薬局の経営</u></p> <p><u>(28) エステティックサロンの経営</u></p> <p><u>(29) フィットネスクラブの経営</u></p> <p><u>(30) 喫茶、食堂、レストランの経営</u></p> <p><u>(31) 広告代理店業</u></p> <p><u>(32) 広告、広報に関する企画及び制作</u></p> <p><u>(33) イベントの企画、立案、制作及び実施</u></p> <p><u>(34) 印刷業、印刷請負業、製版業、出版業並びに写真撮影及び写真製版業</u></p> <p><u>(35) 販売促進活動の企画、立案、制作及び実施</u></p> <p><u>(36) 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務</u></p> <p><u>(37) 各種マーケティング業務</u></p> <p><u>(38) ディスプレイ業並びに展示及び装飾の企画、制作及び施工</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(39) <u>ネオン看板、電飾看板並びに各種電子装置の企画、設計及び施工</u></p> <p>(40) <u>映像ソフト及び音声ソフトの企画、制作、取得、管理並びに販売業</u></p> <p>(41) <u>テレビ番組、ラジオ番組の企画、制作、運営及びこれらの請負</u></p> <p>(42) <u>広告表現の企画、制作及びこれらの請負</u></p> <p>(43) <u>不動産の売買、賃貸及び仲介</u></p> <p>(44) <u>財務書類の調査及び会計事務の代行</u></p> <p>(45) <u>一般事務処理、計算の受託、諸情報処理のコンサルティング業務</u></p> <p>(46) <u>有価証券の売買、保有及び運用</u></p> <p>(47) <u>労働者派遣事業及び職業紹介事業</u></p> <p>(48) <u>労務コンサルティング業務</u></p> <p>(49) <u>人材育成のための教育事業</u></p> <p>(50) <u>ベンチャー企業に関する情報収集及びこれに対する投資、支援</u></p> <p>(51) <u>投資顧問業務</u></p> <p>(52) <u>ベンチャー企業に投資するファンドの運用、管理及び投資の助言業務</u></p> <p>(53) <u>経営コンサルティング業務及び資金調達への支援</u></p> <p>(54) <u>投資事業組合財産の運用及び管理</u></p> <p>(55) <u>会社の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋</u></p> <p>(56) <u>投融資業務の経理事務及び審査業務の受託</u></p> <p>(57) <u>貸金業法に規定する貸金業</u></p> <p>(58) <u>融資、保証及び債権買取を含めた信用供与</u></p> <p>(59) <u>著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の無体財産権の取得、管理及び使用許諾</u></p> <p>(60) <u>前各号に付帯又は関連する一切の事業</u></p> <p><u>2. 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、<u>事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定</u>し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>または</u>記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に<u>取り扱</u>わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定め</u>、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>又は</u>記録、その他株式<u>及び</u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に<u>委託</u>し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式及び新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての<u>手続き等</u>については、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式及び新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての<u>手続き等</u>については、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株主質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または</u>登録株主質権者とする<u>ことができる</u>。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>又は</u>登録株式質権者とする<u>ことができる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>または表示</u>すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>又は表示</u>すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主<u>または</u>代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主<u>又は</u>代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使<u>することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は9名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使<u>できる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使<u>することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. (省略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、<u>取締役の決議</u>に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長を1名選定</u>し、また必要に応じ、<u>取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定</u>することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、<u>取締役会の決議</u>に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を選定</u>し、また必要に応じ、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定</u>することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>決議</u>に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>議決</u>に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条の規定</u>により、<u>取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除</u>することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定</u>により、<u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任について、その取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除</u>することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第426条の規定</u>により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の監査役</u>の責任につき、その監査役が職務を行うにつき、<u>善意にしてかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度内</u>でこれを免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定</u>により、社外監査役との間に、<u>会社法第423条第1項の行為</u>による賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し</u>、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令に定める金額の合計額</u>とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定</u>により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任について、その監査役が職務を行うにつき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内</u>でこれを免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定</u>により、社外監査役との間に、<u>会社法第423条第1項の行為</u>による賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし</u>、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令に定める金額の合計額</u>とする。</p>
<p>(期末配当金及び中間配当金)</p> <p>第34条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または記録された株主または登録株式質権者</u>に対し、金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を<u>支払う</u>。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿に記載<u>または記録された株主または登録株式質権者</u>に対し、<u>中間配当(会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をいう。)</u>を行うことができる。</p>	<p>(期末配当金及び中間配当金)</p> <p>第34条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を<u>行う</u>。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿に記載<u>又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、<u>中間配当(会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をいう。)</u>を行うことができる。</p>
<p>(利益配当金及び中間配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても<u>受領されないときは</u>、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(期末配当金及び中間配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>期末配当金及び中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお受領されないときは</u>、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）
平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）

以 上